

プレー バック 安保国会

安全保障関連法案を審議する衆院の特別委員会などで行われた1週間の議論の主な論点を振り返ります。=左が質問、右が答弁

集団的自衛権

Q (武力行使の新3要件にある)「日本と密接な関係にある他国」とは。もともと密接な関係がないといけないのか。協力依頼をもって密接な関係が成立するのか。

(共同対処の意思を)表明すれば世界中の国がなり得るのか。

(15日、民主・後藤祐一氏)

Q 政府の憲法解釈は法規範そのもので、ギリギリの幅を示すものだ。憲法学者も1972年の政府見解は憲法の重みを持っていると言っている。安全保障環境が厳しくなったら拡大し、緩んだら縮小する。伸縮自在の憲法解釈がありうるのか。

(15日、民主・長島昭久氏)

Q 具体的にどういう時に「存立危機事態」になるのか。何が憲法に合致し、何が違反するのか、法律で決められていないなければならない。「客観的、合理的に判断する」では判断の丸投げと一緒に。白紙委任だ。これでは立憲国家にならない。

(17日・党首討論、民主・岡田克也氏)

Q 集団的自衛権に該当すると、日本は何もできない。今回、これに対応するため、武力行使の新3要件を法制として整備し、国民の命を守るために限定期的な集団的自衛権行使することに関して、総理の考えを伺いたい。(18日・衆院予算委員会、自民・小野寺五典氏)

Q 72年見解は「外国の武力攻撃」により国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される急迫、不正の事態で、自衛の措置を認めている。昨年の閣議決定までは「外国の武力攻撃」は「我が国に対する武力攻撃」と解釈してきた、ということですか。

(19日、民主・辻元清美氏)

A 外部からの武力攻撃に対処する共通の危険に、我が国と共同対処する意思を表明する国だ。個別具体的に判断するが、北朝鮮は考えられない。それ以外の国については、米国以外は相当限定されるが、あらかじめどの国を排除するということはない。

(岸田文雄・外相)

A わが国に対する武力攻撃が発生した場合でなければ、絶対に国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される急迫、不正の事態が起こりえないのか。変えることのできない解釈ではなく、現実認識は当然踏まえられるべきだ。

(横畠裕介・内閣法制局長官)

A 新3要件に当てはまるか、その時に適切に判断する。どうしたことでなければ武力行使しないのか述べれば、政策的な中身をさらすことにもなる。憲法の範囲内にあるから法律を提出した。憲法解釈変更の正当性、合法性には完全に確信を持っている。

(安倍晋三首相)

A 砂川判決によって、必要な自衛の措置を取りうると最高裁が判断した。その時々の内閣が、必要な自衛の措置とは何か考えるのは当然だ。国際情勢にも目をつぶって、従来の(憲法)解釈に固執をするのは、政治家としての責任の放棄だ。

(安倍首相)

A 外国の武力攻撃は、まさに国家レベルというか、そういう武力攻撃という意味だ。(72年見解の指摘部分は)憲法9条のもとで武力行使ができる根拠を示しており、(外国の武力攻撃は)必ずしも我が国に対する直接の武力攻撃に限定されていない。

(横畠長官)